

JAMHSW 発第 25-385 号
2026 年 2 月 4 日

精神保健福祉士の皆さん

公益社団法人日本精神保健福祉士協会
会長 田村綾子

精神医療委員会
委員長 大塚直子

「療養生活継続支援加算」の周知及びチラシの活用について（お願い）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申しあげます。

日頃より本協会事業に多大なご理解とご支援を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、2022（令和4）年4月の診療報酬改定において、通院精神療法に関する加算として「療養生活継続支援加算」（以下、「本加算」という。）が新設されました。本加算は、精神保健福祉士をはじめとする専門職が、地域で暮らす方々の生活を継続的に支える「包括的支援マネジメント」を評価するものです。本制度は、医療と福祉の連携を強め、地域で安心して暮らし続けられる支援体制を整えることを目的とし、「にも包括」を推進するための一つとされています。

近年、わが国では、入院から地域生活への移行を推進しており、医療のみでは対応しきれない生活課題（住居、家族支援、福祉サービスの調整など）が退院後の再入院や生活困難に直結することが明らかになり、医療と福祉・行政・地域資源をつなぐ多職種による継続的な支援の重要性が再確認されました。こうした現場での支援を制度的に後押しするために、包括的支援マネジメントを評価する新たな加算が設けられたのが2022年改定の大きな狙いです。

一方で、導入以降の実務現場では、本加算の算定が十分に進んでいないという課題も指摘されています。厚生労働省においては、本加算により精神保健福祉士の専門性の発揮を期待しているものの、現場における算定状況が十分に伸びていない点について課題として認識されており、また、精神保健福祉士による算定が伸び悩んでいる状況に鑑み、他職種による実施も想定されている旨の見解がすでに示されています。

こうした背景を踏まえ、本協会としても算定の推進に資する情報提供を目的として、本協会精神医療委員会において本加算の周知を実施するものです。算定が進まない理由として考えられる一つの要因としては、算定要件や手続きの理解不足などが挙げられます。

添付のチラシより、加算の趣旨・算定要件・実践のヒント等をわかりやすくまとめた「療養生活継続支援加算について（精神医療委員会作成）」等がご覧いただけます。もし皆さまの現場でも同様のお悩みや疑問等がある場合は、ぜひご参照いただき、日頃の業務やチーム内での共有にお役立てください。

また、本協会の構成員のほか、貴機関にお勤めの精神保健福祉士へ、本加算についてご周知いただけますと幸いです。

何卒、よろしくお願ひ申しあげます。

【問い合わせ】

公益社団法人日本精神保健福祉士協会 事務局 (担当: 露崎)
〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3
四谷オーキッドビル7F
TEL. 03-5366-3152 FAX. 03-5366-2993
E-mail: office@jamhsw.or.jp

<添付資料>

- チラシ「精神科外来で“面接と連携”を行う支援が、診療報酬化されています！ご存知ですか？」

↓↓同チラシ及び各資料は以下よりダウンロードいただけます↓↓



○チラシ

「精神科外来で“面接と連携”を行う支援が、診療報酬化されています！ご存知ですか？」

https://www.jamhsw.or.jp/backnumber/oshirase/2025/202512_annai.pdf



○公益社団法人日本精神保健福祉士協会 精神医療委員会

・療養生活継続支援加算について

https://www.jamhsw.or.jp/backnumber/oshirase/2025/2510kasan_data.pdf



○厚生労働省 保険局医療課

・令和6年度診療報酬改定の概要【重点分野Ⅱ(認知症、精神医療、難病患者に対する医療)】

(P15:療養生活環境整備指導加算及び療養生活継続支援加算の見直し)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001238907.pdf>



・令和4年度診療報酬改定の概要個別改定事項Ⅳ(精神医療)

(P12:精神疾患を有する者の地域定着に向けた多職種による支援の評価)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000912335.pdf>



○国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部

・療養生活継続支援加算について[YouTube 動画]

<https://www.youtube.com/@ncnpnimhchiiki-h4p/videos>

